国立大学法人東京農工大学予算決算及び出納事務取扱規程の一部改正

国立大学法人東京農工大学予算決算及び出納事務取扱規程を次のとおり改正する。

現行	改正後	備考
国立大学法人東京農工大学予算決算及び出納事務取扱規程 平成16年4月7日 16経規程第50号		
第1条~7条 省略	第1条~7条 省略(現行どおり)	
(小切手の指定) 第8条 会計規則第17条第1項第1号の学長が指定する小切手は、次の各号の一に該当し、かつ、相手方の信用が確実と認められるものに限るものとする。 一 政府若しくは地方公共団体の振り出した小切手又は公庫が日本銀行の公庫預託金を引き当てとして振り出した小切手で振出日付から一年を経過していないものであって、かつ、指図禁止されていないもの 二 銀行が自己を支払人として振り出した小切手	(小切手の指定) 第8条 会計規則第17条第1項第1号の学長が指定する小切手は、次の各号の一に該当し、かつ、相手方の信用が確実と認められるものに限るものとする。 一 政府若しくは地方公共団体の振り出した小切手又は公庫が日本銀行の公庫預託金を引き当てとして振り出した小切手で振出日付から一年を経過していないものであって、かつ、指図禁止されていないもの 二 銀行が自己を支払人として振り出した小切手 三 外貨小切手(外国の機関との取引において、外貨小切手以外の収納方法がない場合に限る。)	
第9条~第30条 省略 附 則 省略	第9条~第30条 省略(現行どおり) 附 則 省略(現行どおり) <u>附 則(24規程第26号)</u> この規程は、平成24年6月19日から施行する。	